

応募要領

1. 公募件名

令和7年度エリアデータ連携基盤推奨モジュールの管理及び自治体への運用支援等業務

2. 目的及び概要

我が国では、地域の暮らしを支える様々なサービスが、必要なデータの連携・共有を相互に進めることによって、一人一人により最適化されたサービスの提供が進んでいくよう、エリアデータ連携基盤の整備・普及を進めている。

その際、デジタル庁では、自治体や分野ごとにばらばらにエリアデータ連携基盤の整備が進み、結果としてデータ連携・共有の範囲に制約が生じたり、類似の機能に対する重複投資が発生したりすることが無いよう、データ連携機能に関する推奨モジュールを準備し、その普及を図っている。推奨モジュールは、オープンソースソフトウェア(以下、「OSS」という。)を選定し、デジタル公共財として、共通化されたものを広く、開発コストをかけずに事業者へ展開することを推進している。

また、推奨モジュールの普及に当たっては令和6年度に推奨モジュールを活用したエリアデータ連携基盤及びサービスの標準構成例を含む普及コンテンツを作成し、これを周知することで、既にエリアデータ連携基盤の取組を進めている自治体のみならず、これから取組を進めようとする自治体の理解を深めていくことを行っている。

本件は、OSS コミュニティを通じた推奨モジュールの管理・運用支援、普及コンテンツの作成・セミナー開催及び利活用状況等の調査を行う事業者を公募するものである。

3. 公募期間

令和7年2月10日から令和7年3月3日12時まで

4. 契約形態等

請負契約(総価契約)

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格のA、B、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の申請を行うこと。当該資格を契約の条件とするので、契約日に資格取得が間に合うように、申請時期に留意すること。

(5) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(6) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

(7) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(8) 上記(1)～(7)の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

受託希望者は、本業務の中立性・実現性を担保するための以下の条件を満たすこと。

- ・ 協調領域としてのエリアデータ連携基盤の重要性を認識し、公益性の高い目的を持つ組織であること。
- ・ 情報提供や問合せ対応などについて、特定の企業や団体の利益に偏ることなく、中立的な立場で必要な支援を実施することができること。

- ・各ステークホルダーが自己判断で参画できる開かれた組織体制及び活動内容の透明性を備えていること。
- ・データを活用した取組を専門とする団体であること。
- ・OSS コミュニティの運営もしくは運営支援実績を有すること。
- ・推奨モジュールに係る技術的な検証に対応するための検証環境を保有していること。

7. 仕様内容

「調達仕様書」のとおり

8. 応募書類

- (1) 参加申込書（様式1）
 - (2) 適合証明書（様式2）
 - (3) 誓約書（様式3）
 - (4) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
 - (5) その他、適合証明書の合否判定の根拠となる提出資料
 - (5) 見積書（様式は任意とする。ただし、経費内訳を明記すること）
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。
- (※) なお、複数者から提案があった場合は、別途デジタル庁から各提案者に対して追加提出資料について連絡するものとする。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

本応募要領に従って応募書類を作成し、以下の提出期限までにメールにて提出すること。

- (1) 提出期限：令和7年3月3日12時必着
- (2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約班（担当：五島）

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20階

電話：070-7416-9924（直通）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyakuall@digital.go.jp

- (3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁国民向けサービスグループ新地方創生班（担当：小山）

電話：03-6866-0509（直通）

E-mail：watkoyama@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が一人の場合、その者と随意契約を行うこととする。なお、要件を満たす事業者が複数である場合、プロポーザル型企画競争へと移行する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和7年3月5日までに、提案者に対して、国民向けサービスグループ新地方創生班より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

(3) 契約

本公募に係る契約締結は、令和7年度当初予算に当該経費が盛り込まれるとともに同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。

(3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。